

平成26年第3回愛荘町議会臨時会会議録

平成26年7月22日（火）午前9時30分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 議案第49号 財産の取得につき議決を求めることについて
日程第 5 議案第50号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

出席議員（14名）

1番 上 林 村 治 君	2番 西 澤 桂 一 君
3番 伊 谷 正 昭 君	4番 高 橋 正 夫 君
5番 外 川 善 正 君	6番 徳 田 文 治 君
7番 河 村 善 一 君	8番 小 杉 和 子 君
9番 本 田 秀 樹 君	10番 瀧 すみ江 君
11番 森 隆 一 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 吉 岡 忍ミ子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宇野一雄君	教 育 長	藤野智誠君
総合政策部長	林 定信君	住民福祉部長	川村節子君
総務部長	中村治史君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	小杉善範君	環境対策主監	北川 徹君
産業建設部長	北川元洋君	教育管理部長	青木清司君

教 育 主 監	上 田 仁 紀 君	健 康 推 進 課 長	酒 井 紀 子 君
福 祉 課 長	岡 部 得 晴 君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	中 村 喜 久 夫 君
人 權 政 策 課 長	本 田 康 仁 君	生 涯 学 習 課 長	山 本 隆 男 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	上 林 忠 恭	書	記	宮 崎 淳
-------------	---------	---	---	-------

開会 午前9時45分

◎開会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） 皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、極めてお忙しいところを本臨時会に出席いただきまして、高いところからではございますが、厚くお礼を申し上げます。さて、本臨時会は議案2点についてのご審議をいただくことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第3回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、河村善一君、8番、小杉和子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第3 町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成26年第3回愛荘町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にも関わりもせず、早朝よりご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。日頃は議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして、格別のご支援・ご協力をいただいておりますことに対しまして、心からお礼申し上げる次第でございます。

さて、7月14日、役場に対しまして40歳の男性が行方不明になっている旨の捜索依頼がございました。町といたしましては防災行政無線を通じまして、住民に対し捜索のご協力をお願いいたしますとともに、愛荘町消防団の出動や地元自治会の協力を得て、14日・15日の両日にわたり、捜索を行ってまいりましたが、発見することができず、15日の18時をもって捜索を閉じさせていただきました。その後もご家族や勤務先企業が捜索を継続されまして、17日の夕方、ご家族が発見されまして、捜索活動にご協力いただきまして、皆さま方にこの場を通じお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

本臨時会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。財産の取得につき議決を求めることについて、ならびに愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについての計2点をご提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要をご説明申し上げます。議案第49号 財産の取得につき議決を求めることにつきましては、愛荘町教育系端末更新にかかる物品調達業務でありまして、愛知中学校コンピューター機器、町内小中学校のコンピューター機器更新およびサポート期限満了による教育系ネットワークに接続しております端末の更新にかかります等の調達に伴うもので、指名競争入札をいたしましたので、納品業者の議決を求めるものでございます。

議案第50号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることにつきましては、湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設として定義をいたしております湖東三山館あいしょうの管理運営に指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の選定を進めさせていただきましたので、そのことにつき、

指定管理者の議決を求めるものでございます。

以上、平成26年第3回愛荘町議会臨時会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第4、議案第49号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育管理部長。

〔教育管理部長 青木清司君登壇〕

○教育管理部長（青木清司君） 議案第49号 財産の取得につき議決を求めることについて、ご説明をさせていただきます。

次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

- 1 取得の目的 平成26年度物品第91号
愛荘町教育系端末更新にかかる物品調達業務
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 1,954万8,000円
- 4 取得の相手方 住所 滋賀県東近江市五個荘町築瀬町11番地3
指名 藤野商事株式会社 代表取締役 藤野 滋でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 全員賛成です。よって、議案第49号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第5、議案第50号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

[産業建設部長 北川元洋君登壇]

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、議案第50号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについてをご説明させていただきます。

愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1 公の施設の所在地および名称でございます。

愛荘町松尾寺 1395 番地 1 湖東三山館 あいしょう

愛荘町松尾寺 1395 番地 7 駐車場

愛荘町松尾寺 1395 番地 3 従業員駐車場でございます。

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名でございます。

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地

名称 一般社団法人愛荘町秦荘観光協会

代表者 代表理事 村西和夫でございます。

3 指定の期間 平成26年8月1日から平成31年3月31日まででございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。1、2点お尋ねをしたいと思います。

いよいよ湖東三山あいしょう館がスタートというか、指定管理の本日採決があるわけですが、先ほどおっしゃいましたように、8月1日からスタートというように請負をさせていただいておりますけれども、その中で、1、2点ということは、

今までから私も全員協議会の方でもご質問をさせていただいておりましたのは、この従業員の駐車場、ここへ侵入をしていくことについて、非常に道路形態等々が難しい、危険であるというようなことを申しておりましたところ、執行部の方のお答えは地元の自治会ですか、土地改良になりますのか、そういう方らとの了解をいただいて道路を駐車場に向けて整備をすると、こういうことでありましたけれども、一般車両もそこを通行ができるだろうと、私は思っておりますけれども、どうも聞いておりますと、私も地元の方で聞いておりますと、従業員だけの通行をして、あとは止めるというようなふうに聞いておりますけれども、その点はどのようなふうな今日までの協議をなされてきたかということが1点と、一般車両が通行は可能であるのか、ないのかというようなことが懸念されております。

それから、この従業員の駐車場から、このあいしょう館に向いて横断ですが、横断をするには非常に危険だというふうに、私は現地を何回となく寄せてもらって、車の台数までは数えてはいませんけれども、通行が激しいと、今朝ほども地元の方2名の方からこの臨時会があるというようなことで、電話を7時半に私の方にかかってきて、これでは本当に横断ができるのかと危険やないかというようなことで、そこらのところを十分に協議をしているのか、また十分に協議をしてもらいたいというようなことで、そういう心配もされて電話をいただいたというようなことでもありますので、とにかく、この指定管理がスタートということは中身のスタートだと、こういうように認識をしております。

そういう中で、先ほど全協で本田議員が申しておりました3年で見直しをどうかと、その点は執行部の方々がこの中身についての十分な精査を今日までしてあるだろうと私は認識をいたしておりますけれども、さて、そこでこの1年、2年、若干半年ですけれども、今年度は8月以降ですから、5年に向けて果たして執行部が言われるような方向性に向くだろうかというような疑問をいたしております。

そういうところをきちんとした答弁をいただいております。以上です。

○議長（吉岡 弘子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 今ほど3点のご質問をいただきました。

1点目は職員駐車場への進入道路でございます。その道路につきましては町有地でございます、道路という形での町有地でございます、その当時 SIC への進入道路の外周路に農道が寸断されるということで、町で迂回的な道路を付けた部分でござい

まして、おっしゃるように一般車両の通行はないかということでございますけれども、それはあり得るというふうに考えております。そうした部分で従業員にもその辺での交通の安全対策に十分に徹底していきたいというふうに考えております。

2点目の横断歩道でございますけれども、SICへの侵入道路、自動車専用道路ではなく一般県道でございます。そうした部分で確かにおっしゃるように交通量の進入の車両が多いというようなことではございますけれども、信号交差点での横断歩道の利用でという形で安全対策をしていきたい。その部分で不足部分があれば看板等でも啓発をしていきたいというふうに考えております。

次に、5年間の指定管理でございます。全協でもいろいろお話をいただいていたように、最初の1、2年につきましては物珍しさというものが、そういう形で集客があったと、その後の経営をどのようにしていくかということが大きな課題であるというふうにご意見をいただいております。私どももその部分については重々肝に銘じておりまして、やはり最低5年でのスパンの中で指定管理をどのように持っていくかということ、やはり指定管理者の中で考えてもらえればというふうに考えております。

そして、仮に経営が赤字でも指定管理料にはその分を合わすということはありません。ということで、その部分もご承知のうえで、今回指定管理者としての候補者という形で選定をしている状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉岡あみ子君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。先ほど部長の答弁の中で、この従業員の駐車場、これについて町道であると、一般車両も通行が可能やという答弁でありました。

そこで、一般車両の通行が可能ということになれば、当初地元の中では、その道路は車は通行しないというような状況であったと、その中で話し合いの中で通行できるということにこぎつけたのではないかなと、こういう思っております。それで、地元の方に聞きますところによりますと、一般車両は通行はしないぞというようなことを町としても言っておったのかなと、今朝ほどの電話では。

そこらの食い違いをはっきりとしないと、今後事故、いろいろな面で町に負担というのか、責任問題にかかってくるというようなことを私は懸念をしております。

そこらのところを再度答弁をいただきたいと、それからもう1点は5年間の指定管理、これを経営者、経営者側の方が仮に、言い方で失礼ですけれども、赤字というか、

そういう方向性が仮にできて、そこで指定管理料は一切負担をしていかないと、決まった額について以外は負担をしないと。仮にしないというようなことで、なぜ見通しのもっと理解ができるような答弁ができないのか。もし、経営不能になれば、それ以外のことの負担は指定管理料としてはしないと、それはよくわかりますけれども、そういうようなあやふやな考え方で秦荘の観光協会ですか、そこらとの十分な今日までの協議の中は、本当に先行きの明るい話し合いをしてきたのか、また途中でとん挫するようなことも話し合いの中でしてきたのか、その点も1つ答弁をいただいております。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 道路部分につきましては町道というのではなく、町の敷地ということで、道路機能を有している敷地ということで、町道という形で認定をしているわけではございません。先ほど申し上げましたように、農道が寸断されるということで致しかたなく、その進入路をつくったという形でございます。道路という形態を有しておりますので、農道と同様、進入は可能でございます。今おっしゃるように、どんどん一般車両がそちらの方からとなると、またおっしゃるように事故の危険性もございますので、その辺につきましては看板等でもう一度検討をしてみたいというように考えております。

2点目の指定管理料の件でございますけれども、秦荘観光協会を想定のもとで縷々協議も進めてまいりました。そのことにおきまして、一定の売り上げと言いますか、経営はできるという判断のもとで、秦荘観光協会も了解をさせていただいておることでございます。

ただ、私どもが申し上げましたのは、最悪の時の部分で指定管理料をじゃあその分をあげるのか、公費からまたその分を補うのと違うのかというようなお話が出た場合、その場合は現在としてはそういうことは想定していないと、売り上げの収益から生んだ分については自主事業として指定管理者に新たに事業展開をしていただくというのが趣旨でございますので、そうした部分で進めてまいりたいと。何度も申し上げますけれども、一定の経営の中で指針の中で可能だということは観光協会からいただいております、指定管理へ結びつけたというところでございます。以上です。

○議長（吉岡 丞ミ子君） ほかに質疑ありませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、質疑を行います。先の全員協議会の中でも

指定の期間であります、平成26年8月1日から平成31年の3月31日までの指定管理をされるということをお聞きしましたが、私は3年ではいいのではないのかなということも質疑をさせていただきました。

今ほどの部長の話では1、2年は物珍しきで利用があるんだという答弁だったと思いますが、全員協議会の中でも商工観光課長は3年で見直すということでしたが、これ町がお金を指定管理をするということですのでしておりますが、例えば、銀行から借りてきた場合、何とかせなあかんというような返済というのが出てくるのです。指定管理料は返済はありませんでしょう。

そこで私が言いたいのは、もっと自主事業と言っていますけれども、本当の金額は今年度は1,000万円強、2年目から1,600万円強、3年目からは1,600万円強、4年目、5年目は1,400万円という、町からの財源が指定管理に行くわけです。それは町民の税金ですので、建物についても一般財源から、しかし、については社会資本から数百万円入れたということで、また指定管理料は町の一般財源からということですので、もっと考えてもらわないと、私は3年で1回見直しをしていただきたい。必要あります。先ほども言いましたように、銀行で借り入れた場合、返済があり努力があります。先ほども言いました。今回は町が安定したお金を観光協会に渡すわけです。それでは本当に自主事業ができるのか、私はそこが懸念するわけです。

先ほど売り上げもどうのこうのと言いました。同じものをたぶん町内でも売っているはずですよ。今日までの全員協議会でも説明をいただきました。そして、安全面についても看板を設置する、それも聞いております。しかしまだまだ問題がございますので、全員協議会でも協議してきましたが、3年ということで再度お聞きしたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（吉岡 纒子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 先ほど指定管理の期間を3年ということでお話がありました。現在、この指定管理を今年度から実施しますと、運営されますのは11月からでございます、1年と5ヵ月しかございません。それで、3年間と言いましても2年5ヵ月というような短い期間の運営状況でございますと、なかなかうちとしても判断が難しいということをおもっております。

また、先ほどご心配いただきました毎年につきましても実施と報告ならびにモニタリング等で、町の方としましても施設の方の管理を生かしていきたいというふうに思

っております。先ほど言われました指定管理料につきましては、あくまでも基本的には施設管理ということが主でございます。建物を運営維持していくうえでの費用、一部そういう運営に代わりましての部分につきましては人件費等をみておりますけれども、それも徐々に運営を自らしていただくために徐々に減らしていくという形で、最終はその施設の管理料というものだけになっていくような形で、今回新たな試みでございますので、そのような指定管理料の仕組みを取らせていただきまして、そういうことですべて指定管理ということではなく、あくまでも施設の管理というのが主になっておりますので、その点理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹です。再質問を行います。今ほど課長の方から短い期間であるということで、モニタリングですか、その1年半ぐらいで短いと思ひないです。やる気があれば1年でもできると思ひます、私はね。ただ、おっしゃった給料のある指定管理料、安定した行政からの給料代ももらえる指定管理料、もらえる、そんなこと一番いいものではないでしょうか。だから、私は3年で一辺見直したらいいというのです。5年も待たずに今の答弁でも3年目はどうですかと言っているのに、答弁はなかったんです、説明は縷々あったけれども。ただ、3年目で見直し、一旦切ってそこでもう一度収益があるのかどうか考えるのも必要ではないのかなと思ひるので、3年でどうですかという答弁だけいただいて終わりたいと思ひます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 一定指定管理料の期間の中で3年というのも考えられんことはないと思ひしておりますけれども、今回の指定管理につきましては先ほどから、他の議員さんからもご指摘をいただいており、新たな町としての指定管理でございます。経営をしていくというのが大きな案となっております。そうしたところから、一定の指定管理者としても初期投資を行っていきますので、その分のやはり初期投資の効果を表すには5年という形で設定をさせていただきたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 賛成多数です。よって、議案第50号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これで本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成26年第3回愛荘町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午前10時15分

○一同 どうもありがとうございました。

上記会議の次第は事務局長 上林忠恭の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 7 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 8 番